

5 生福第 3 2 9 4 号
令和 5 年 9 月 2 8 日

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の
移行及び公費支援の具体的内容について (通知)

新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) への対策につきましては、日頃より格段の御理解と御尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日付けで新型コロナの感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更となったことに伴い、医療提供体制は幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされています。

この度、国 (令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡) により、引き続き、10 月から来年 3 月までが移行期間とされ、当該期間の取扱いが示されましたので、施設管理者等の皆様におかれましては、特に下記について御留意の上、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

1 高齢者施設等における感染症への対策の徹底

- 令和 5 年 3 月 30 日付け 4 健第 16201 号照会において、
 - ① 新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関との連携体制の確保
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
 - ③ 施設利用者へのオミクロン株ワクチンの接種について実施状況を照会しております。10 月以降においても、引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。
- なお、上記照会では、65%の施設等において全ての取組を実施していると回答いただいております。後日、未回答または未実施の項目がある施設に対し、改めて調査させていただきますので御承知ください。

2 高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

- 必要な体制を確保した上で施設内療養を行う施設等への補助については、10 月以降は施設内療養者 1 名あたり 1 日 5,000 円、一定規模以上のクラスター発生時には 1 名あたり 1 日 5,000 円の追加となります。また、追加の補助要件については、大規模施設 (定員 30 人以上) は同一日に 10 人以上いる場合、小規模施設 (定員 29 人以下) は 4 人以上いる場合となります。
- 利用者等が感染した場合のかかり増し経費の補助については、10 月以降、感染した利用者へ対応する業務手当の補助上限が職員 1 人あたり 1 人 4,000 円となります。

- 引き続き、入所者が適切に療養できる体制を確保するため、嘱託医や協力医療機関との連携強化等について対応をお願いします。

3 退院患者の受入促進

- 医療機関への入院後、症状が軽快して入院による治療が必要でなくなった退院患者については、施設において適切な受入をお願いいたします。また、受入にあたり、新型コロナの検査実施や陰性確認を条件としないようお願いいたします。
- 退院患者の受入にあたっては、協力医療機関や地域のケアマネージャー等と連携しながら対応いただくようお願いいたします。
- なお、医療機関からの退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合、10月以降は、入所した日から起算して14日を限度とし、当該者について退所前連携加算（500単位）を算定できることとなります。

4 その他

- 利用者やご家族に対する施設等での感染状況及び感染対策に関する情報提供により、感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。
- 10月以降のその他の取扱いについては、厚生労働省事務連絡を御確認ください。事務連絡は福島県高齢福祉課（介護保険担当）のホームページに掲載しております。

令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」>6.高齢者施設等における対応

福島県>高齢福祉課（介護保険担当）>（注意喚起）新型コロナウイルス関連情報について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/shingatacorona.html>

（事務担当 高齢福祉課 電話 024-521-7164・7163）